

名古屋市消防局公民連携募集要項

○ はじめに

名古屋市消防局は、民間事業者の皆さまの知恵やアイデア、資金や技術、ノウハウを取り入れ、消防の行政サービスの向上につなげるため、地域貢献を目指す民間事業者の皆さまと連携した事業の募集をしています。

○ 対象事業者

- ・ 法人その他の団体
- ・ 事業を営む個人

○ 対象事業

市民の安心・安全につながる消防の事業全般

○ お手続きの流れ

① 事業の提案

ご提案いただける事業について、当局あて電話、FAX またはメールにてご連絡ください。当局から確認のご連絡をさせていただきます。企画書などをあわせてご用意いただくと、その後の調整がスムーズになります。

② 連携の調整

当局にて事業の連携にかかる調整をした後、連携の可否についてご連絡させていただきます。なお、調整にあたり、当局から別途ご提案者にお問い合わせなどをさせていただきます場合があります。

③ 協定の締結

事業の連携が可能となった場合、当局の担当部署と事業の詳細を調整のうえ、書面による協定の締結をしていただきます。なお、協定書や覚書など書面の形式や締結の内容は、ご提案者と十分に調整したうえで決定させていただきます。

④ 事業の公表

事業が実施された後、公民連携を広くPR するため、名古屋市公式ウェブサイトなどで事業者名と事業内容を公表させていただきます。なお、ご提案者と調整のうえで公表いたしますが、公表を望まれない場合はご相談ください。

○ 留意点

ご提案にあたっては、下記の事項を必ずご確認ください。

※ 留意点は一般的なものです。案件によって不都合な点がある場合は、検討いたしますのでご相談ください。

- ① 個人(個人で事業を営む方を除く)からのご提案は受け付けできません。
- ② ご提案者(提案に関係する者を含む)・ご提案内容が次に該当する場合は、ご提案を受け付けできません。
 - ・ 法令や公序良俗に反する場合
 - ・ 名古屋市の条例や規程などに反する場合
 - ・ 政治や宗教、反社会的勢力に関連性がある場合
 - ・ 公共性に問題があるなど、当局が連携を行うにあたりふさわしくないと判断した場合
- ③ ご提案の事業の連携に関する調整には、非常に時間がかかる場合があります。
- ④ ご提案の内容や調整の結果によっては、連携が実現できない場合があります。
- ⑤ 当局に費用負担が発生する事業は契約となりますので、連携の対象にできません。
- ⑥ 連携の成立・不成立にかかわらず、当局はご提案にかかる経費(人件費、交通費、調整費、資料作成費など)や生じた損害などを負担いたしません。
- ⑦ 行政機関として公平性の観点から、複数の事業者から同種の事業のご提案を受け付ける場合があります。
- ⑧ 事業のご提案や連携の実施により、一般には公開されていない秘密情報が生じる場合や個人情報の取り扱いがある場合は、関係法令に基づき厳密かつ適正に取り扱ってください。

なお、ご提案者において生じた、秘密情報や個人情報の取り扱いに関するトラブルについては、当局に故意または重大な過失がある場合を除き、当局は一切の責任を負いません。

○ ご相談・ご提案の窓口

名古屋市消防局総務課広報担当(名古屋市役所本庁舎 1 階)

電話番号:052-972-3544

ファックス番号:052-972-4195

電子メールアドレス:00kikakukouhou@fd.city.nagoya.lg.jp